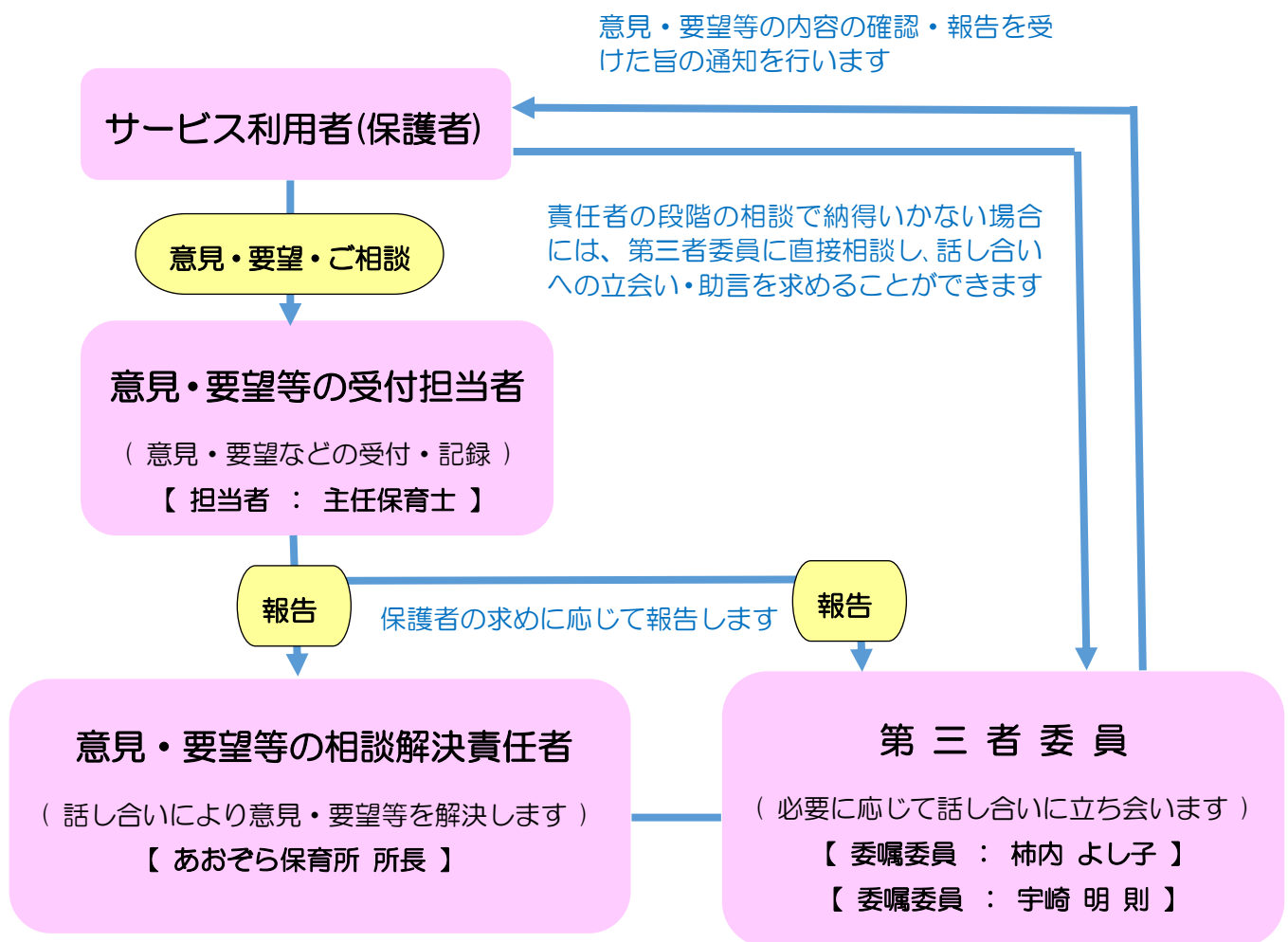


ご意見・ご要望の解決のための しくみについて

社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会

あおぞら保育所

[苦情処理体制]



[受け付けた苦情・要望の処理]

受け付けた苦情・要望は、原則、受け付け担当者から、解決責任者に報告します。

必要に応じ関係職員とも協議を行い、迅速な解決に努めます。

相談の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。